

多摩市立総合体育館、多摩市体育施設及び多摩東公園

指 定 管 理 者 募 集 要 項

令 和 元 年 7 月
多 摩 市

目 次

第1. 指定管理者募集の趣旨.....	1
第2. 施設の設置目的	1
第3. 対象施設の概要	1
第4. 指定期間	2
第5. 指定管理者の業務	2
第6. 指定管理料	3
第7. 利用料金	3
第8. ネーミングライツについて.....	3
第9. 応募資格	3
第10. 欠格事項	4
第11. 公募から業務開始までのスケジュール.....	4
第12. 申請書の受付	5
第13. 応募書類	7
第14. 申請に当たっての留意事項.....	8
第15. 審査及び選定に関する事項.....	9
第16. 協定に関する事項	12
第17. リスク分担	12
第18. 申請書類	13
第19. 問合せ先	14

多摩市立総合体育館、多摩市体育施設及び多摩東公園 指定管理者募集要項

第1. 指定管理者募集の趣旨

多摩市では、多摩市立総合体育館（以下「総合体育館」という。）、多摩市体育施設（野球場・球技場・庭球場・大谷戸公園キャンプ練習場）（以下「体育施設」という。）及び多摩東公園（武道館・陸上競技場・庭球場）の市民サービスの向上及び管理運営業務を効果的かつ効率的に行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項、多摩市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年多摩市条例第31号）（以下「手續条例」という。）、多摩市立総合体育館条例（昭和58年多摩市条例第18号）（以下「総合体育館条例」という。）、多摩市体育施設の管理運営に関する条例（昭和62年多摩市条例第17号）（以下「体育施設条例」という。）、多摩市立公園条例（昭和47年12月25日条例第35号）及び多摩市立武道館及び多摩市立陸上競技場の管理運営に関する条例（昭和61年4月1日条例第18号）の規定に基づき、施設の管理運営に関する業務を行う指定管理者を募集します。

なお、総合体育館、体育施設、多摩東公園は、それぞれの設置条例が異なりますが、同一の指定管理者による一括管理とします。

本募集要項は、総合体育館、体育施設及び多摩東公園の指定管理者の募集に関して必要な事項を定めたものであり、本募集要項とあわせて配布する総合体育館、体育施設及び多摩東公園指定管理者管理基準（以下「管理基準」という。）と一体の資料とします。

第2. 施設の設置目的

1. 総合体育館

市民の体育、スポーツ及びレクリエーションの振興、普及を図ることを目的として設置されたものです。

2. 体育施設

社会教育の振興を図り、市民の心身の健全な発達に寄与するよう設置されたものです。

3. 多摩東公園

市民の休息、鑑賞、散歩、運動利用等の一般公衆のオープンスペースとして設置されたものです。

第3. 対象施設の概要

1. 総合体育館

名 称	多摩市立総合体育館
位 置	多摩市東寺方 588 番地 1
構造規模	鉄骨鉄筋コンクリート造、大屋根鋼管立体トラス構造 2 階建

2. 体育施設

【1】一本杉公園野球場	多摩市南野二丁目 14 番地 1
-------------	------------------

【2】 関戸公園野球場	多摩市関戸三丁目 2 番地 23 先
【3】 諏訪南公園野球場（兼球技場）	多摩市諏訪五丁目 14 番地 1
【4】 諏訪北公園野球場	多摩市諏訪三丁目 11 番地
【5】 貝取南公園野球場	多摩市貝取四丁目 13 番地
【6】 一本杉公園庭球場	多摩市南野二丁目 14 番地 1
【7】 永山南公園庭球場	多摩市永山四丁目 7 番地 12
【8】 諏訪北公園庭球場	多摩市諏訪三丁目 11 番地
【9】 貝取北公園庭球場	多摩市貝取二丁目 1 番地 1
【10】 愛宕東公園庭球場	多摩市愛宕一丁目 66 番地
【11】 一ノ宮公園庭球場	多摩市一ノ宮 1049 番地先
【12】 連光寺公園庭球場	多摩市連光寺五丁目 8 番地 6
【13】 多摩東公園庭球場	多摩市諏訪四丁目 9 番地
【14】 奈良原公園庭球場	多摩市鶴牧四丁目 4 番地
【15】 諏訪南公園球技場（兼野球場）	多摩市諏訪五丁目 14 番地 1
【16】 貝取南公園球技場	多摩市貝取四丁目 13 番地
【17】 一ノ宮公園球技場	多摩市一ノ宮 1049 番地先
【18】 宝野公園球技場	多摩市落合五丁目 5 番地
【19】 和田公園球技場	多摩市和田 795 番地
【20】 大谷戸公園キャンプ練習場	多摩市連光寺五丁目 17 番地 1

詳細は管理基準「第 4. 対象施設の概要及び開館時間等」を参照してください。

3. 多摩東公園

【1】 武道館（多摩東公園内有料施設）

名 称 多摩市立武道館
位 置 多摩市諏訪 4 丁目 9 番地

【2】 陸上競技場（多摩東公園内有料施設）

名 称 多摩市立陸上競技場
位 置 多摩市諏訪 4 丁目 9 番地

※詳細は管理基準等関係資料を参照してください。

第 4. 指定期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日までの 5 年間

第 5. 指定管理者の業務

指定管理者が行う業務は次のとおりとします。

1. 事業に関する業務
2. 施設管理に関する業務
3. 他の公共施設の公金等収納及び還付業務

第6. 指定管理料

1. 本募集においては「利用料金制」を導入します。指定管理者は、利用者が支払う利用料金と、自らが企画実施する各事業の収入等を自らの収入とするほか、多摩市が支払う指定管理業務に係る経費（以下「指定管理料」という。）をもって施設を運営します。
2. 本募集においては、指定期間である令和2年度から令和6年度の指定管理料を各年度において190,500千円（消費税、地方消費税その他一切の経費を含む。）以内として、事業提案してください。
3. 消費税率については、10%で積算してください。
4. 指定管理開始当初2年間の指定管理料の内、多摩東公園（武道館・陸上競技場及び多摩東公園庭球場を含む）の光熱水費（電気料金、ガス料金、水道料金及び下水道料金）については、現在実施中の施設改修による設備変更等により不確定要素が多くある。そのため、多摩東公園に係る令和2・3年度の光熱水費は年間1千万円として、指定管理料を積算してください。実績額と指定管理協定締結時の見込み額に乖離が発生した場合は、甲乙協議により負担を決定し、その場合は年度協定の変更協議を行う。なお、空調運転の時間等の運用については、市の指示による制限内で行うものとする。
5. 各年度の指定管理料は、前年度の指定管理者の収支状況等を踏まえ、各年度の予算額の範囲内で、多摩市と指定管理者が協議のうえ決定します。なお、指定管理料は、会計年度毎に月払いで支払われます。

第7. 利用料金

総合体育館の利用料金は総合体育館条例に基づき、体育施設の利用料金は体育施設条例に基づき、武道館及び陸上競技場の利用料金は多摩市立武道館及び多摩市立陸上競技場の管理運営に関する条例に基づき、条例に定める額の範囲内において、指定管理者が市の承認を得て定めるものとします。利用料金は指定管理者の収入とします。

第8. ネーミングライツについて

対象施設は、大型施設を中心にネーミングライツの導入を検討しています。実施対象・時期・方法等は指定管理候補者選定後の決定を予定しています。

第9. 応募資格

1. 団体であること（法人格の有無は問わない）
 - (1) 応募団体は、団体若しくは複数の団体により構成されたグループ（以下「グループ」という。）とします。
 - (2) グループで応募する場合は、グループを代表する団体（以下「代表団体」という。）を定めること。

(3) グループの構成団体は、別のグループの構成団体となり又は単独で応募することはできません。

2. 応募することができない団体

手続条例第3条第2項の各号に規定する以下の事項に該当する団体は、応募することができません。

(1) 多摩市議会議員又はその配偶者若しくは2親等以内の親族が代表者その他の役員である団体

(2) 多摩市長若しくは副市長又はその配偶者若しくは2親等以内の親族が代表者その他の役員である団体（市が資本金その他これに準ずるものの2分の1以上を出資している団体を除く。）

第10. 欠格事項

多摩市長が所管する公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（以下「施行規則」という。）第5条の各号に規定する以下の事項に該当する団体は、指定管理者の候補者又は指定管理者になることはできません。

1. 手続条例第3条第2項各号に規定する団体

2. 当該団体の責めに帰すべき事由により、市又は他の地方公共団体から指定管理者の指定の取消を受けてから2年を経過しない団体

3. 当該団体の役員（法人でない団体にあつては、当該団体の代表者）のうち次のいずれかに該当する者がある団体

(1) 公の施設の管理を行うために必要な契約を締結する能力を有しない者

(2) 破産者で復権を得ない者

4. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、市における一般競争入札等の参加を制限されている団体

5. 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づく再生手続開始の申立ての手続をしている団体

6. 当該団体又はその代表者が、国税又は地方税を滞納している団体

7. 当該団体が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団又は当該団体の役員が、同条第6号に掲げる暴力団員である団体及びそれらの利益となる活動を行う団体

8. その他、多摩市長が指定管理者の候補者として選定し、又は指定管理者として指定することが適当でないとする団体

第11. 公募から業務開始までのスケジュール

公募から業務開始までのスケジュールは、以下を予定しています。

(1) 募集要項等の配布、説明会申込受付	令和元年7月上旬～7月12日(金)
(2) 現地説明会	令和元年7月12日(金)

(3) 資料の閲覧	令和元年 7 月 16 日(火)
(4) 質問書の受付	令和元年 7 月 12 日(金) ～7 月 19 日(金)
(5) 質問書の回答	令和元年 7 月 29 日(月)
(6) 申請書の受付	令和元年 7 月 31 日(水) ～8 月 2 日(金)
(7) 事前審査の結果通知	令和元年 8 月下旬
(8) 審査（プレゼンテーション及びヒアリング）	令和元年 8 月 28 日（水）
(9) 候補者の選定及び選定結果の通知	令和元年 9 月中旬
(10) 情報公開・個人情報保護運営審議会での審議	令和元年 10 月下旬
(11) 仮協定の締結	令和元年 11 月上旬
(12) 指定管理者の指定の議決	令和元年 12 月下旬
(13) 指定管理者の指定	令和元年 12 月下旬
(14) 本協定の締結	令和 2 年 1 月上旬
(15) 引継ぎ	令和 2 年 1 月上旬～3 月 31 日
(16) 指定管理者による業務開始	令和 2 年 4 月 1 日

第 1 2. 申請書の受付

1. 募集の周知

募集要項、管理基準及び申請 関係書類については、多摩市公式ホームページよりダウンロードできます。（多摩市公式ホームページ <http://www.city.tama.tokyo.jp/> ）

2. 現地説明会の実施

募集要項、管理基準に関する説明及び現場の状況等についての説明会を実施します。応募を予定している団体等は現地説明会への参加が必須となります。ご注意ください。

会場の都合により、参加人数は各団体 3 名以内とします。

(1) 開催日時

令和元年 7 月 1 2 日（金）

午前 1 0 時から 1 2 時頃まで 募集要項等の説明、総合体育館現地説明

午前 1 3 時から 1 4 時頃まで 多摩東公園現地説明

(2) 場所

総合体育館 第二会議室

※午後の多摩東公園現地説明は、自動車での移動をお勧めします。駐車スペースはこちらで確保しますが、移動手段はご自身で準備をお願いします。なお、総合体育館駐車場は台数に限りがありますので、各団体 1 台までとし、時間に余裕を持ってお越しいただくようお願いいたします。

(3) 参加申込

7 月 1 1 日（木）正午までに、現地説明会参加申込書（様式 4）を、下記メールアドレス宛て、電子メールにて送付してください。

電子メールの件名は「現地説明会申込み」としてください。

メールアドレス : tm166000@city.tama.tokyo.jp

(4) 持ち物

ア. 募集要項、管理基準及び申請書類等

イ. スリッパ

総合体育館内は下足と上足と履き替えますので各々スリッパをご持参ください。

ウ. ヘルメット

多摩東公園内は現在工事中のため、必ずヘルメットを着用してください。ヘルメットがない場合は多摩東公園の現地説明に参加することができませんのでご注意ください。

3. 資料の閲覧

多摩市役所4階第1委員会室において、下記の日時で、設計図面、竣工図面等の閲覧ができます。コピー、写真撮影とも可とします。

(1) 開催日時

令和元年7月16日(火) 午前9時から午後5時まで

(2) 場所

多摩市役所4階 第1委員会室

(3) 参加申込

7月11日(木) 正午までに、資料閲覧申込書(様式5)を、上記2の(3)のメールアドレスあて、電子メールにて送付してください。

電子メールの件名は「資料閲覧申込み」としてください。

4. 質問の受付及び回答

募集要項及び管理基準の内容に関する質問を受け付けます。

(1) 受付期間

令和元年7月12日(金) から7月19日(金) 正午まで

(2) 提出方法

上記受付期間内に、質問書(様式6)を、上記2の(3)のメールアドレスあて、電子メールにて送付してください。

電子メールの件名は「指定管理に関する質問の送付」としてください。なお、窓口及び電話での質問には応じることはできませんのでご了承ください。

(3) 回答

全ての質問を取りまとめた上、令和元年7月29日(月)に、現地説明会に参加した全ての団体に電子メールにて回答します。なお、意見の表明と解されるもの、質問内容が不明瞭なもの等については、回答しないことがありますのでご了承ください。

5. 申請書の受付

申請書類を以下のとおり受け付けます。

(1) 受付日時

令和元年7月31日(水) から8月2日(金) 午前9時から午後5時まで

(2) 受付方法

申請書類は持参により提出してください。

(3) 受付場所

多摩市くらしと文化部スポーツ振興課(市役所本庁舎4階)

第13. 応募書類

応募時に以下のとおり書類を提出してください。提出部数は13部(原本1部、コピー12部)です。ただし、1、2、3は提出部数1部とします。

なお、各様式の項目を満たしていれば本様式に添う必要はありません。

1. チェックリスト(※提出部数は1部のみ)
2. 指定管理者指定申請書(施行規則第1号様式)(※提出部数は1部のみ)
3. 指定申請に係る誓約書(様式1)(※提出部数は1部のみ)
4. 団体概要(様式2)(※グループの場合、グループ構成団体表(様式2-2)へ記載の上、全ての団体について団体概要が1枚ずつ必要)
5. 事業計画書(様式3)
 - (1) 基本方針
 - ア. 管理運営方針(様式3-2)
 - (2) 組織
 - ア. 人員配置・研修体制(様式3-3)
資料: 組織図・研修計画書
 - イ. 団体の経営状況(様式3-3)
資料: 貸借対照表・損益計算書(販売費及び一般管理費の明細付)過去3年分(ただし法人でない場合は収支計算書で可)
 - ウ. 団体の実績(様式3-4)
 - (3) 管理
 - ア. 事業運営の安全・安定性(様式3-5)
 - イ. 要員配置計画書(様式3-6) 資料: ローテーション表
 - ウ. 施設管理の安全・安定性(様式3-7)
 - エ. 快適な環境・衛生管理(様式3-8)
 - オ. 危機管理(様式3-9) 資料: 危機管理マニュアル(救急・事故・災害等)
 - カ. 個人情報保護及び情報公開(様式3-10) 資料: 団体規定等
 - キ. 公平な施設利用(様式3-10)
 - ク. 環境対策(様式3-11)
 - (4) 事業・サービス
 - ア. 事業方針(様式3-12)
 - イ. 利用者の満足度向上策(様式3-13) 資料: 苦情対応・ニーズ調査等マニュアル
 - ウ. 利用者増加策(様式3-14)
 - エ. 指定事業の従来事業の継承・発展の企画、自主事業は独自事業企画の考え方の提案(様式3-15)
 - オ. 指定・自主事業計画(様式3-16)

(5) コスト

- ア. 収支計画書（基本的な考え方）（様式3-17）
- イ. 具体的経費削減策（様式3-18）
- ウ. 具体的自主財源確保策（様式3-19）
- エ. 収支計画書（様式3-20）

(6) 地域貢献

- ア. 市内事業者の活用案（様式3-21）
- イ. 市内事業者との連携（様式2-2で確認可能なため提出不要）
- ウ. 自治体との災害協定実績（様式3-22）
- エ. ボランティア活動の実績（様式3-22）

(7) その他

- ア. 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- イ. 役員名簿
- ウ. 当該年度の事業計画書及び過去2カ年の事業報告書
- エ. 法人の登記簿謄本（法人格のない団体はその構成状況を表す書類で可）
- オ. 過去3カ年の法人税納税証明書及び消費税納税証明書
※納税義務がない団体はその旨の申立書を提出（様式3-23）
- カ. グループの場合グループ結成の協定書等
- キ. 同意書（様式3-24）

第14. 申請に当たっての留意事項

1. 接触の禁止

本件に関係する本市職員に対して、本件提案についての接触を禁止します。

2. 重複提案の禁止

応募1団体に対して、提案は1案とします。複数の提案はできません。

3. 提案内容変更の禁止

提出された書類の内容を変更することはできません。

4. 虚偽の記載をした場合の無効

応募書類に虚偽の記載があった場合は失格とします。

5. 応募書類の取扱い

応募書類は、理由の如何を問わず返却しません。

6. 費用負担

応募に関して必要となる費用は応募団体の負担とします。

7. 提出書類の取扱い・著作権

多摩市が提示する設計図書の著作権は多摩市に帰属し、団体の提出する書類の著作権はそれぞれの作成団体に帰属します。なお、多摩市は、本事業において選定結果を公表する場合その他必要と認めるとき、提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。また、提出された応募書類は、多摩市情報公開条例における「公文書」として、同条例に基づく開示請求

の対象となります。公開の可否は、同条例に基づき市が決定します。

8. 追加書類の提出

多摩市が必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合があります。

9. 応募の辞退

応募書類提出後に辞退する場合は、辞退届（様式7）を提出してください。

10. グループ構成団体の変更

グループで応募する場合、書類提出後の代表団体及び構成団体の変更は原則として認めません。

第15. 審査及び選定に関する事項

指定管理者の候補者の選定は、次の手順により行います。

1. 応募書類の事前審査

団体から提出された応募書類の確認と資格審査を、スポーツ振興課が行います。

2. 審査及び指定管理者候補者の選定

多摩市立総合体育館等指定管理者候補者選定委員会及び多摩市立総合体育館等指定管理者候補者選定審査会設置要綱（平成31年多摩市告示第210号）に基づき設置した多摩市立総合体育館等指定管理者候補者選定審査会（以下「選定審査会」という。）が、応募団体から提出された提案内容を選定基準に基づき事前審査します。選定審査会の事前審査を経て予定候補者として選定された団体について、同要綱に基づき設置した多摩市立総合体育館等指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が、提案内容を選定基準に基づき審査します。選定委員会の審査を経て指定管理者候補者として選定された団体について、その結果を多摩市長に報告します。

（1） 選定結果の通知及び公表

候補者の選定結果については、9月中旬に団体に通知します。

（2） 選定の基準等

手続条例第4条に基づいた以下の選定基準により審査を行います。

評価区分		No.	評価項目
基本方針	管理運営方針	1	管理運営方針が施設の設置目的に合致したものとなっているか。
	組織	人員配置・研修体制	2
3			地域の人材・障がい者及び高齢者など広く雇用の機会に配慮しているか。
団体の経営状況		4	経営基盤が安定しており、良好な経営状況であるか。
安定した管理運営を担保する実績		5	総合体育館、体育施設（野球場・球技場・庭球場・大谷戸公園キャンプ練習場）、公園、武道館及び陸上競技場と同種の施設管理運営業務の実績があるか。
管理	施設管理の安全・安定性	6	日常の施設設備の維持管理方法が明確であり、安全・安定的な管理運営が可能か。
	快適な環境・衛生管理	7	安全で快適な利用のための、環境・衛生管理及び省エネルギー対策が行えるか。
	危機管理	8	事故・緊急時等の対応が考えられているか。
	コンプライアンス	9	労働関係法令、関係法令・条例等遵守や個人情報保護や情報公開の取り扱いについて積極的な対応を行っているか。
	公平な施設利用	10	利用者等の特定化など偏りがなく公平な施設利用に配慮しているか。
事業・サービス	事業方針	11	健康増進及び継続したスポーツ活動を支援する工夫が提案されているか。
	施設の有効活用	12	多摩東公園や総合体育館レストランコーナーなどの施設を有効に活用される提案となっているか。
	利用者の満足度向上	13	利用者の意見、要望等を集め、サービスの向上、苦情対応など、利用者の満足度向上が図られる提案となっているか。
	利用者増加方策	14	施設利用者の増加、施設稼働率の向上が図られるものとなっているか。
	事業バランス	15	個人開放と一般利用及び自主（教室系）事業のバランスは妥当か。
コスト	提案価格の妥当性	16	現実的な経費の積算を行っているか。
	具体的経費削減策	17	サービスを低下させずに経費を削減する具体的提案があるか。
		18	自主財源の確保策が具体的である等、自主事業を含めた費用対効果が十分に期待できるものとなっているか。

地域貢献	市内事業者の活用	19	市内事業者の活用に対し具体的な提案があるか。
	市内事業者との連携	20	事業所または営業所等が市内にあるか。又は、構成団体のいずれかが市内事業者であるか。
	社会性	21	自治体との災害協定・ボランティア活動等の実績があるか。
総合評価		22	評価項目に無いその他の優れている点や全体のバランスを評価する。

第16. 協定に関する事項

3. 基本的な考え方

指定管理者の候補者と多摩市は、仮協定を締結します。

その後地方自治法の規定に基づき、指定管理者として指定する議案を、令和元年12月開催予定の令和元年第4回多摩市議会定例会に提出し、市議会の議決の後、指定管理者として指定します。指定にあたっては指定団体へ文書で通知するとともに、告示並びにたま広報及び公式ホームページへの掲載により公表します。

議会の議決後に候補者を指定管理者に指定するとともに、協定を締結する予定です。協定の発効は、令和2年4月1日とします。

なお、多摩市議会が議決しなかった場合及び否決した場合において、応募者が応募に関して負担した費用（準備行為を含む）は、一切補償しません。

協定は、指定期間を通じての基本的事項を定めた基本協定と、年度ごとの指定管理料等に係る事項を定めた年度協定を締結します。

4. 基本協定の主な内容

指定期間に関する事項

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 管理の基準に関する事項
- (3) 利用料金に関する事項
- (4) 事業報告書及び業務報告に関する事項
- (5) 多摩市が支払うべき管理費用に関する事項
- (6) 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- (7) 管理の業務に係る個人情報の保護及び情報の公開に関する事項
- (8) その他多摩市が必要と認める事項

5. 年度協定の主な内容

- (1) 当該年度の事業の実施に関する事項
- (2) 指定管理料に関する事項
- (3) その他必要事項

6. 協定が締結できない場合の措置等

指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

- (1) 正当な理由なくして、協定の締結に応じないとき。
- (2) 財務状況の悪化等により、管理運営業務の履行が確実でないと認められるとき。
- (3) 著しく社会的信用を損なう行為等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

第17. リスク分担

別紙1 リスク分担表による。

第18. 申請書類

1. チェックリスト
2. (施行規則第1号様式) 指定管理者指定申請書
3. (様式1) 指定申請に係る誓約書
4. (様式2) 団体概要
5. (様式2-2) グループ構成団体表
6. (様式3) 事業計画書
7. (様式3-2) 管理運営方針
8. (様式3-3) 人員配置・研修体制
9. (様式3-4) 要員配置計画書
10. (様式3-5) 団体の経営状況
11. (様式3-6) 団体の実績
12. (様式3-7) 施設管理の安全・安定性
13. (様式3-8) 快適な環境・衛生管理
14. (様式3-9) 危機管理
15. (様式3-10) コンプライアンス
16. (様式3-11) 公平な施設利用
17. (様式3-12) 事業方針
18. (様式3-13) 施設の有効活用
19. (様式3-14) 利用者の満足度向上策
20. (様式3-15) 利用者増加策
21. (様式3-16) 指定事業は従来事業の継承・発展の企画
自主事業は独自事業企画の考え方の提案
22. (様式3-17) 指定・自主事業計画
23. (様式3-18) 収支計画書
24. (様式3-19) 具体的経費削減策
25. (様式3-20) 具体的自主財源確保策
26. (様式3-21) 収支計画書
27. (様式3-22) 市内事業者の活用案
28. (様式3-23) 自治体との災害協定実績 ボランティア活動の実績
29. (様式3-24) 納税義務がない旨の申立書
30. (様式3-25) 同意書
31. (様式4) 現地説明会参加申込書
32. (様式5) 資料閲覧申込書
33. (様式6) 質問書
34. (様式7) 辞退届

第19. 問合せ先

多摩市くらしと文化部スポーツ振興課（市役所本庁舎4階）

TEL 042-338-6954

多摩市環境部公園緑地課（市役所東庁舎1階）

TEL 042-338-6837